



Go To Eat 北海道 お食事券事業 取扱店登録のご案内《1月20日まで》

標記「Go To Eat 北海道お食事券事業」では、下記の期日まで取扱店登録事業者の申請受付を行っております。これに伴い、当商工会議所窓口では、事業者皆様がお気軽にご負担なく登録申請が行えるよう申請サポートを対応しております。

「登録店として該当するか」、「申請の仕方がわからない」などご相談に応じますのでお気軽に当所までご相談ください。

併せて、北海道内においては新型コロナウイルスの感染拡大防止の制限措置として、令和3年1月11日（月）まで本食事券の販売と登録店でのご使用が一時停止している状況ではありますが、再開後は、皆様の事業所で多くの食事券が利用されますためにも是非ご登録をご検討いただきますようご案内申し上げます。

記

商品券名称 Go To Eat 北海道お食事券

事業内容 本事業は、感染症対策に取り組みながら、事業を運営する飲食店や食材を供給する農林漁業者の応援に向けた25%プレミアムお食事券事業です。
※本お食事券を取り扱う事業者は予め取扱店登録が必要です。

登録条件

- 1) 北海道内の店舗であること
- 2) 食品衛生法の「飲食店営業」「喫茶店」営業の許可をえていること
- 3) 店内飲食をメインとする飲食店であること
- 4) 日本標準産業分類「76 飲食店」且つ「その場で飲食させる事業所」であること
- 5) 感染症対策を講じること

※「新北海道スタイル」の実践と「北海道コロナ通知システム」の導入に対する取り組みが必須となります。

申請期限 令和3年1月20日（水）迄

登録方法 商品券のご利用にはWEBまたは書類送付により登録申請が必要となります。当所窓口にて、サポートさせていただいております。
下記事務局までお気軽にご相談ください。

公式サイト <https://gotoeat-hokkaido.jp/> 詳細はこちらから →



お問合せ 網走商工会議所（☎ 43-3031）まで
〒093-0013 網走市南3条西3丁目 網走産業会館2階